

議第 28 号

定住促進のための入村奨励金、育児奨励金等に係る経過措置に関する条例を廃止する条例について

定住促進のための入村奨励金、育児奨励金等に係る経過措置に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

旧馬瀬村で施行していた馬瀬村いきいき定住促進条例（平成 5 年馬瀬村条例第 2 号）及び馬瀬村いきいき定住促進条例施行規則（平成 5 年馬瀬村規則第 2 号）の内容を、合併後も一定期間は取扱いができるよう経過措置として定められたものであるが、当該経過措置の期間及び返還させることができる期間を経過しているため、当該条例を廃止するもの。

定住促進のための入村奨励金、育児奨励金等に係る経過措置に関する条例を廃止する条例

定住促進のための入村奨励金、育児奨励金等に係る経過措置に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 26 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

定住促進のための入村奨励金、育児奨励金等に係る経過措置に関する条例を廃止する条例要綱

1. 廃止理由

旧馬瀬村で施行していた馬瀬村いきいき定住促進条例(平成5年馬瀬村条例第2号)及び馬瀬村いきいき定住促進条例施行規則(平成5年馬瀬村規則第2号)の内容を、合併後も一定期間は取扱いができるよう経過措置として定められたものではありますが、当該経過措置の期間及び返還させることができる期間を経過しているため、当該条例を廃止するものです。

2. 概要

- (1) 定住促進のための入村奨励金、育児奨励金等に係る経過措置に関する条例(平成16年下呂市条例第26号)を廃止します。
- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)